

職務質問と有形力行使

©甲斐翔真

1 根拠条文

警職法（質問）

第2条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つていと認められる者を停止させて質問することができる。

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

2 職務質問の停止と有形力の行使

職務質問は強要できないので（警職法2条3項）、停止を求めるために強制の手段を用いることはできない。

しかし、職務質問の実効性を担保するためある程度の有形力の行使を認めざるを得ないが、無制約に認めるわけにもいかない。

そこで、警察比例の原則から、必要性、緊急性を考慮した上で、具体的状況の下で相当と言えれば適法（最決昭 53.9.22、最決平 6.9.16 など参照）

3 適法とされた事例

(1) 最決昭和 29.7.15

職質中に突然道路に飛び出した対象者を130メートル追跡し、背後から「どうして逃げるのか」と言いながらその腕に手をかけ、停止させた行為

(2) 最決昭 53.9.22

酒気帯び運転の疑いのある対象者に酒気検知に応じるよう説得したが、対象者が反抗的態度でエンジンのかかっていた自動車のギアを捜査して発進させようとしたので、警察官が運転席の窓から手を差し入れ、エンジンキーを回してスイッチを切って運転を制止した行為

職務質問と有形力行使

©甲斐翔真

4 違法とされた事例（東京高判平 28.4.15）

職務質問と所持品検査を拒んで逃走しようとした被告人に対し、その首に腕を回して逃走を防止した上、フェンスから引きはがして通路上に引き倒し、うつ伏せになった被告人の背中に乗って、暴れないことを約束させるまで一、二分程度、押さえ続けた警察官の有形力の行使は、警察官職務執行法により許容される限度を超えて違法とされた事例

職務質問のための停止行為として有形力を行使することが許されるのは、職務質問の必要性、緊急性などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる範囲のものに限られるのであり、停止行為が任意手段であることを考慮すると、強制捜査手続によらなければ許されないような強制手段にわたるものは許されないというべきである。本件では、A警察官らは、前記のとおり、それ以上の職務質問、所持品検査を拒んで逃走しようとした被告人に対し、その首に腕を回して逃走を防止した上、被告人をフェンスから引きはがして通路上に引き倒し、うつ伏せになった被告人の背中に乗って、被告人に暴れないことを約束させるまで、そのまま、一、二分程度、押さえ続けている。この有形力の行使は、被告人の意思を制圧して、その身体を短時間ではあるが拘束したものであることができ、停止行為として許容される限度を超えた強制手段に当たるといえるべきである。薬物事犯の嫌疑が濃厚で、職務質問や所持品検査を継続する必要性、緊急性が高く、被告人が職務質問や所持品検査を拒否し逃走しようとしていたとしても、逮捕の要件を備えていない本件の下においては、被告人の首に腕を回し、通路上に引き倒して取り押さえるような行為は、許されないものというほかない。